

# 学校病医療券について

学校病の治療において、受診時に医療券を提出すれば自己負担分全額を豊中市が援助します。

## 対象者 ※どちらも満たすこと

- ① 就学援助の認定者
- ② 豊中市立学校に在籍

## 注意

子ども医療証、  
ひとり親医療証などとは併用できません。



## 対象疾患

眼科	結膜炎・トラコーマ
皮膚科	白癬（水虫）・疥癬・膿か疹（とびひ）
耳鼻科	中耳炎・慢性副鼻腔炎（ちくのう）・アデノイド（咽頭扁桃増殖症）
歯科	う歯（虫歯）
小児科・内科	寄生虫病（虫卵保有を含む）

## 申込方法【対象：当年度就学援助認定者】（不認定・保留の場合、申込みはできません。）

### ① 取扱いを確認

医療機関に『豊中市学校病医療券』の取扱いがあるかをご確認ください。※取扱いのない医療機関があります。

### ② 申込システムにアクセス

スマホ：QRコードを読み込む

PC：市HPで「電子申込」→『医療券交付申込書』を検索

### ③ 必要事項を入力

医療券は月単位での発行になります。（翌月分まで発行可能）

### ④ 医療券が届く

申込み後2週間程度で郵送にて送付します。

### ⑤ 医療機関に提出

受診時に提出してください。※原則受診後の発行はできません。

※医師の診断結果により医療券が利用できない場合があります。

電子申込システム  
『医療券交付申込書』



※お急ぎの場合は裏面記載の問合せ先までご相談ください。

／CHECK!／

### | 就学援助認定前に学校病で受診される場合（4～7月分）

- ・医療機関や調剤薬局で、保険資格情報がわかるもの（マイナ保険証、こども医療証等）をご提出の上、先に、自己負担分の医療費をお支払いください。  
（領収証は、償還払いの手続きに必要です。大切に保管してください。）
- ※就学援助認定後、自己負担された医療費の償還払いにかかる申込書の発行手続きを行ってください。  
なお、償還払いの方法については、7月末以降、就学援助認定者にあらためてお知らせいたします。

### | よくある質問

Q 毎月申込みが必要ですか？

A 治療が翌月に継続した場合は、保護者の方が申込む必要はありません。  
医療機関からの請求に応じて直接医療券を発行します。

※年度はじめての受診・1ヶ月以上受診が空いた場合・医療機関を変更した場合は必要です！



Q すでに医療費を支払った場合はどうなりますか？

A 医療機関に、事後の医療券提出で返金可能か確認してください。  
返金に応じてもらえる場合は、医療券を申し込んでください。



### | 問合せ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 豊中市役所第一庁舎6階  
豊中市教育委員会事務局 学務保健課 TEL：06-6858-2570